

平成 20 年 12 月 1 日

Joy2Call ご利用者 各位

有限会社ジェイ・アンド・ワイ
Joy2Call 事業部

『改正携帯電話不正利用防止法』施行についてのお知らせ

拝啓 平素より「Joy2Call」レンタル携帯電話サービスをご利用いただきまして、
誠にありがとうございます。

さて、平成 20 年 12 月 1 日より『携帯電話不正利用防止法』が本人確認の詳細を含めた
施行規則とともに改正、施行されます。

これにより、契約者様の運転免許証等による本人確認書類の提出または提示が義務化され
ることになります。

ご利用者皆様におかれましては、お申込時にお手数をかけることとなりますが、趣旨
ご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本件につきましては、総務省のホームページにも掲載されておりますのでご参照ください。
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/050526_1.html

敬具